

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	特定不法行為等被害者特例法の制定をめぐる国会論議 －解散命令請求等に係る宗教法人の財産保全の在り方－
著者 / 所属	竹内健太郎・前山 幸一 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465号
刊行日	2024-4-12
頁	151-167
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

特定不法行為等被害者特例法の制定をめぐる国会論議

— 解散命令請求等に係る宗教法人の財産保全の在り方 —

竹内健太郎

前山 幸一

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 背景・経緯
3. 法律の概要
4. 主な国会論議
5. 法成立後の状況と今後の課題

1. はじめに

去る第212回国会における令和5年12月13日、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案」(衆第10号)が参議院本会議で賛成多数をもって可決され、成立した¹。本稿は、同法案の提出の背景・経緯、概要、主な国会論議及び法成立後の状況・課題を整理・紹介するものである。

2. 背景・経緯

(1) 旧統一教会の解散命令請求

ア 安倍元総理の襲撃事件

令和4年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に、背後から接近してきた男による銃撃を受け殺害された²。本件で逮捕された男は、母親が多額の献金をしていた「旧統一教会」(現在は世界平和統一家庭連合)に恨みを募らせ、事件を起こしたなどと

¹ 令和5年法律第89号(同年12月20日公布)。

² 警察庁「令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直しに関する報告書」(令4.8.25)「本報告書について」<<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kenssyouminaosihoukokusyoo.pdf>>(以下、URLの最終アクセス日はいずれも令和6年3月25日)

供述したため、旧統一教会をめぐる問題が注目を集めるようになった³。

政府は、旧統一教会について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、法務大臣の主幸により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を開催することとし⁴、同年8月18日に第1回の会議が開かれた⁵。

イ 旧統一教会に対する解散命令の請求

その後、旧統一教会に対する解散命令を請求するよう求める声が高まる⁶中、令和4年10月3日に召集された第210回国会では、政府に対し旧統一教会の解散命令を請求するよう求める質疑があったが、政府は慎重に判断する必要があるとの考えを示していた^{7,8}。

その上で、同年11月以降、文化庁は宗教法人法の規定に基づき、旧統一教会に対して7回にわたり報告徴収・質問権を行使するとともに、全国霊感商法対策弁護士連絡会や被害者等から旧統一教会の業務の実態等を把握するための情報を収集し分析を進めた。その結果、所轄庁である文部科学大臣は、旧統一教会について、宗教法人法第81条第1項第1号及び第2号前段の解散命令事由に該当するものと判断し、令和5年10月13日、解散命令を東京地方裁判所に請求した⁹。

(2) 旧統一教会の財産散逸防止と立法に向けた与野党の動き

旧統一教会の解散命令請求の必要性が論じられるのと並行して、解散命令確定までの裁判所における審理が長期間にわたると見込まれる¹⁰一方で宗教法人法には解散命令を請求

³ 日本放送協会【更新・解説】旧統一教会の「解散命令請求」文部科学省（令5.10.13）〈<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/102858.html>〉、『読売新聞』（令5.10.13）

⁴ 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について」（令4.8.18「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（第1回）資料1）〈<https://www.moj.go.jp/content/001378712.pdf>〉

⁵ 法務省「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」〈https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html〉

⁶ 例えば、全国霊感商法対策弁護士連絡会は「旧統一教会の解散請求等を求める声明」〈https://www.stopreikan.com/seimei_iken/2022.09.16_seimei01.htm〉を9月16日付けで公開している（『日本経済新聞』（令4.9.17）も参照）。なお、旧統一教会側は、同声明に対する抗議及び撤回要求を、公式ウェブサイト上に10月18日付けで公表している（「9月16日付「声明」に対する抗議及び撤回要求」〈<https://ffwpu.jp/news/4022.html>〉）。また、10月下旬に実施された毎日新聞の世論調査では、「岸田首相は、宗教法人法に基づいて旧統一教会（世界平和統一家庭連合）を調査すると表明しました。政府が旧統一教会への解散命令を裁判所に請求すべきだと思いますか。」との質問に、「請求すべきだ」との回答が82%を占めたと報じられている（『毎日新聞』（令4.10.24））。

⁷ 例えば、解散命令請求を行うべきだとの指摘に対して、岸田内閣総理大臣は「信教の自由を保障する観点から、宗教法人の法人格を剥奪するという極めて重い対応である解散命令の請求については、判例も踏まえて慎重に判断する必要がある」と答弁している（第210回国会衆議院本会議録第2号17頁（令4.10.5））。

⁸ なお、第210回国会においては、旧統一教会に係る被害者救済の議論を受けて、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」（令和4年法律第99号）及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和4年法律第105号）が成立している（梶山知唯「第210回国会主要成立法律」『法学教室』No.510（令5.3.1）44～46頁）。

⁹ 「宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について」（令5.10.31「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（第4回）資料3）〈<https://www.moj.go.jp/content/001405233.pdf>〉、第212回国会参議院法務委員会会議録第5号14頁（令5.12.7）。なお、この連絡会議の資料によれば、解散命令請求の対象事実は、「本件宗教法人（筆者注：旧統一教会）が、遅くとも昭和55年頃から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穏を害する行為をした」こととされている。

¹⁰ 過去には、オウム真理教と明覚寺に対し、法令違反の行為を理由に解散命令が請求されて確定しているところ

された宗教法人の財産を保全する規定がない（4.（1）ウ（ア）参照）ことから、被害者への賠償の原資を確保するため、解散命令請求の審理中における当該宗教法人の財産散逸を防ぐ方策の必要性が併せて論じられるようになった¹¹。

旧統一教会に対する解散命令の東京地方裁判所への請求後、最初の国会となった第212回国会は、令和5年10月20日に召集され、その召集日に日本維新の会は、解散命令請求を受けた宗教法人の財産に係る保全処分の制度を創設する内容を含む「宗教法人法の一部を改正する法律案」（衆第1号。以下「維新案」という。）を衆議院に提出した¹²。また、同日、立憲民主党・無所属も、「解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案」（衆第4号。以下「立憲案」という。）を衆議院に提出した。

一方、自由民主党及び公明党は、「実効的な被害者救済の推進に関するPT（プロジェクトチーム）」（以下「PT」という。）を設置し、10月25日に初会合が開かれた¹³。11月16日、PTは、財産処分の監視強化や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の業務の特例を設けることを内容とした議員立法の概要をまとめ¹⁴、さらに、11月20日には、自由民主党、公明党及び国民民主党の3党の実務者が協議し、国民民主党の要望による修正を自由民主党及び公明党が受け入れ、3党共同で法案が提出されることとなった¹⁵。11月21日、自由民主党・無所属の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブは、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案」（衆第10号。以下2.及び4.において「自公国案」という。）を衆議院に提出した¹⁶。

また、立憲民主党・無所属と日本維新の会は、それぞれが提出していた法案を一本化することとし¹⁷、11月21日、上述の立憲案と維新案をそれぞれ撤回した上で、「解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案」（衆第11号。以下「立維案」という。）を衆議院に共同提出した^{18, 19}。

ろ、請求から最高裁判所での最終的な判断までに、前者が約7か月（請求が平成7年6月、最高裁判所の決定が平成8年1月（最決平8.1.30民集50巻1号199頁）、後者が約3年（請求が平成11年12月、最高裁判所の決定が平成14年12月（最決平14.12.12判例集未登載））の期間を要している（『日本経済新聞』（令5.10.13））。この点、解散命令の効力は地方裁判所の決定に対する即時抗告により停止となるが、高等裁判所で即時抗告が棄却されることで効力を生じ、清算手続そのものは最高裁判所での特別抗告審の審理に影響されずに進められることに留意する必要がある（渡部蒔『逐条解説 宗教法人法〈第4次改訂版〉』（ぎょうせい、平成21年）381頁）。

¹¹ 例えば、第210回国会閉会後衆議院文部科学委員会議録第6号7頁（令4.12.22）。

¹² なお、日本維新の会は、第211回国会中の令和5年6月15日に、維新案の内容を含む「宗教法人法の一部を改正する法律案」（第211回国会衆第35号）を衆議院に提出しているが、継続審査となっている。

¹³ 「与党、来月中旬に財産保全策＝旧統一教会問題、法整備は慎重」『時事通信』（令5.10.25）〈<https://sp.m.jiji.com/article/show/3082008>〉、『読売新聞』（令5.10.26）

¹⁴ 『読売新聞』（令5.11.17）、『日本経済新聞』（令5.11.17）

¹⁵ 『読売新聞』（令5.11.21）、『東京新聞』（令5.11.21）

¹⁶ 提出者は柴山昌彦君、山下貴司君、小倉將信君、大口善徳君、日下正喜君、西岡秀子君の計6名。

¹⁷ 『朝日新聞』（令5.11.22）、『毎日新聞』（令5.11.22）、『日本経済新聞』（令5.11.22）

¹⁸ なお、政府は、解散命令請求のあった宗教法人に対して保全処分を可能とする法律案を内閣から提出することについて、特定の宗教法人に係る解散命令請求を行った所轄庁自身が事後にこの種の法整備を行うことは相当でないと考えている、との立場だった（第212回国会参議院予算委員会会議録第1号16頁（令5.10.31））。

¹⁹ 国会における動きと並行して、旧統一教会側は、11月7日の記者会見で、「今後も解散命令の裁判が確定するまでは、当法人の資金を海外に移転することは考えておりません。」「今国会で議論される財産保全措置法

自公国案及び立維案は、11月22日に衆議院法務委員会に付託され、11月24日から質疑が行われた。この間、与野党の修正協議を経て、自公国案に対し、法テラスによる償還等の免除の範囲を明確にする規定を追加する等の修正が行われることとなり²⁰、12月5日、自公国案のみが修正議決され参議院に送付された²¹、²²。

参議院では、自公国案は12月6日に法務委員会に付託され、12月7日から質疑が行われた後、文教科学委員会との連合審査会を経て、12月12日に法務委員会で全会一致をもって可決された。なお、同案に対し、6項目の附帯決議が付された²³。そして、12月13日、参議院本会議で可決、成立した。

3. 法律の概要

(1) 定義

ア 対象宗教法人

対象宗教法人とは、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことを理由として、所轄庁等の公的機関により解散命令の請求が行われ又は事件の手続が開始された宗教法人をいう。

イ 特定不法行為等

特定不法行為等とは、解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるものをいう。

(2) 法テラスの業務の特例

法テラスは、特定被害者法律援助事業として、対象宗教法人の被害者について、資力を問わず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、これらの償還及び支払を猶予し、かつ、一定の場合を除き免除できるものとする。

(3) 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

の必要性は全くないと考えます。それでもご不安をお持ちの方々のために、当法人からは「特別供託金」の提案をさせて頂きます。(中略) 司法での結論が下されるまで供託金を準備させていただき、国に供託させて頂くことを役員会で決定いたしました。その金額は、60億から最高100億円を考えております。」と表明した(この記者会見におけるコメントは11月9日付けで、公式ウェブサイト上に掲載されている。(「11月7日記者会見の田中会長コメントを掲載します」<<https://ffwpu.jp/news/4960.html>>))。これに対し、小泉法務大臣は、11月10日の記者会見で、「一般論として申し上げれば、供託は法令に規定されている場合のみ行うことができるものでありまして、供託が認められるか否かは具体の事実に基づき、法令にのっとり判断されるものと考えております。」と述べた(法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要」<https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00460.html>)。

²⁰ 修正案提出者は柴山昌彦君、山下貴司君、小倉將信君、大口善徳君、日下正喜君、鈴木義弘君の計6名。

²¹ 衆議院本会議では、賛成多数をもって修正議決された(賛成:自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党、有志の会、反対:れいわ新選組)(衆議院「法律案等審査経過概要」<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_iinkai.nsf/html/gianrireki/212_212_shuho_10.htm>)。

²² 立維案は、自公国案が修正議決されたの同日の衆議院本会議で採決が行われ、賛成少数で否決された。

²³ 附帯決議は参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f065_121201.pdf>で閲覧できる。

ア 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定と不動産の処分の特例

所轄庁は、相当多数の被害者が見込まれ、財産の処分等の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を指定宗教法人に、指定宗教法人の要件に該当し、財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認める対象宗教法人を特別指定宗教法人に、それぞれ指定できることとし、これらの宗教法人に対し不動産の処分等を少なくともその1月前に通知させ、その処分等を公告するほか、財産目録等の作成及び所轄庁への提出を四半期ごとに行わせる。通知をせずになされた不動産の処分等は、無効とする。

イ 特別指定宗教法人の財産の管理の特例

被害者は、所轄庁に対し、特別指定宗教法人に係る財産目録等の閲覧を求めることができる。

(4) 施行期日等

この法律は、法テラスの業務の特例に関係する部分は公布後3月以内、それ以外の部分は公布から10日を経過した日から施行し、施行の日から3年を経過した日に効力を失う。

政府は、本法施行後3年を目途に、本法の延長及び財産保全の在り方等につき検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

4. 主な国会論議

(1) 総論

ア 解散請求に係る宗教法人の財産保全と信教の自由との関係

自公国案・立維案の審議に先立ち、衆議院予算委員会では、解散命令請求を受けた宗教法人の財産について保全措置を可能とする制度を導入することが憲法に違反しないか、与野党から質疑がなされた。

(ア) 内閣法制局長官の見解

近藤内閣法制局長官は、「憲法の観点から一般論として言うと、解散請求に伴う宗教法人の財産の保全は、宗教法人や信者がその財産を用いて宗教活動を行うことの制約になり得ることから、そのような財産を保全することを可能とする制度については、憲法が保障する信教の自由との関係から、個別具体的に慎重な検討が必要である」との旨を答弁した²⁴。

(イ) 衆議院法制局長官の見解

一方、橘衆議院法制局長官は、立維案の憲法適合性について問われた際に、財産保全処分のように包括的な財産規制となり得る制度については信教の自由に鑑み慎重な検討が必要としつつも、「公益侵害その他著しく問題のある団体については、それがたとえ宗教法人であっても、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的、宗教的側面に容かい、介入する意図によるものでない限りは、これに対する財産規制も現行憲法の許容するところであり、問題はその

²⁴ 第212回国会衆議院予算委員会議録第5号6頁（令5.11.21）

具体的な要件化にあると考える²⁵。このような観点から、立維案について、その立案を補佐した立場から言えば、①世俗的目的によるものであることが明らかであること、②対象法人の限定や財産保全処分の要件の絞り込みなどがなされていること、③近年の宗教法人をめぐる社会状況に鑑みた措置として2年間の時限立法とされていることなど、提出議員においては慎重な判断がなされているものと推察する」との旨を答弁し、立維案の憲法適合性は「十分に説明可能な立論」との見解を示した²⁶。

(ウ) 自公国案と信教の自由の関係についての発議者の評価

自公国案と信教の自由の関係の評価について、発議者²⁷は「信教の自由を始めとする憲法上の人権保障の要請から、宗教法人の財産の管理に対して制約を加えるということは慎重にも慎重を期したものでなければならない。(というのは)宗教法人の財産は、信者の信仰の表現でもある寄附等の結果として形成され、主として宗教的活動のために用いられるものであり、この財産の管理を制約することは、財産を用いて行う宗教活動に対しても幅広い制約が及ぶことともなり得るためである。我々は、精神的自由である信教の自由へ配慮した法制度設計とすべく、宗教法人の財産を包括保全するのではなく、民事保全を含めた民事事件手続による救済への支援を強化し、これまで一般に使われてきた民事手続を十全に機能させることにより、より確実な財産保全を図りたい。加えて、自公国案では、対象宗教法人の中でも、要件を絞り込んだ上で、現行宗教法人法にもある措置を実効性ある被害者救済のために活用できるよう特例を設けた。すなわち、被害者が相当多数存在し、財産の状況を把握する必要があるものについて、指定宗教法人の指定をして、財産処分等の通知、公告の特例を設けている。この指定に当たっては宗教法人審議会の諮問を経ることになっており、こうした厳格な要件の下で、現行宗教法人法にもある措置の特例を設けることで、自公国案の合憲性は担保されているとも考えている」旨の認識を答弁した²⁸。

イ 自公国案と立維案の差異

自公国案の発議者は、自公国案と立維案の差異について「被害者救済という目的と不法行為等の被害者の財産的損害の回復の実現を確保するために必要な財産を保全することは重要であるという点では自公国案と立維案の認識は同じであると考えている。そのための方策が両案の間の最大の違いである。具体的には、自公国案は、実務が確立している民事保全手続をより使いやすくして、その入口から出口まで様々な実効性のある支援をすることによって、被害者による請求権の行使を十全ならしめるというものである」

²⁵ 橋法制局長は関係を明言していないが、前掲注10の宗教法人オウム真理教解散命令事件最高裁決定は「(宗教法人)法81条に規定する宗教法人の解散命令の制度は」「専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容れようとする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるということが出来る。」と言及しており、当該判示を念頭に置いたものと思われる。

²⁶ 第212回国会衆議院予算委員会議録第6号17～18頁(令5.11.22)

²⁷ 自公国案は衆議院で修正されたため、発議者としての答弁と修正案提出者としての答弁がありうるが、両方の資格を同時に持つ衆議院議員について、本稿においては特に区別せず、全て「発議者」と表記する。

²⁸ 第212回国会衆議院法務委員会文部科学委員会消費者問題に関する特別委員会連合審査会議録第1号2頁(令5.12.1)

旨を答弁した²⁹。その上で、自公国案の優れている点及び立維案の問題点について見解を問われた自公国案の発議者は、「(自公国案において) 公告、閲覧などの仕組みを設けて既存の宗教法人法よりも財産処分の透明性を一段と高めることは、被害者がより確実に保全を行うことを可能とし、その権利救済を容易にするものであると同時に、財産の隠匿等の抑止につながるものであると考えている。ちなみに、現在、民事訴訟や保全手続に至っている事例が余りにも少ないという実態を踏まえて、被害者が保全手続を含む民事事件手続を幅広く活用できるようにするために、法テラスの業務の拡充を図ることとしている。すなわち、自公国案は、これらの措置を併せ講じることで、資産の散逸を防ぎ、被害者による請求権の行使を十全ならしめるものであるから、十分に実効性があると考えている。これに対し立維案は、全く実例がなく、憲法上も疑義がある包括的な保全制度を設けようとするものであって、また、その要件、効果も不明瞭であり、被害者支援という視点が抜け落ちていると考えている」旨を答弁した³⁰。

これに対し、立維案の発議者は、「被害者は、身ぐるみ剥がれて、家庭も崩壊し、メンタルもぼろぼろ、自殺未遂の者もいる。そういう崩壊状態だから、そのような者に、幾ら支援をするといっても、個別に財産保全をしるといっても、ほぼ不可能」との認識を示した上で、「個人による財産保全に委ねるよりも公益維持の目的による財産保全の処分という手法の方がより効率的で、結果的に被害者の救済につながると考えた」旨を答弁している³¹。なお、参議院本会議における採決前の討論で、立憲民主・社民の討論者は「自公国案と立維案は言わば車の両輪であり、排他的に対立するものではなく、むしろ救済の実効性を高めるものである」旨を、また、日本維新の会の討論者は「自公国案にある民事訴訟や民事保全手続における被害者の負担軽減、支援をする内容は、訴訟や保全手続を行う被害者にとっては意味のある内容」「自公国案と立維案は対立するものではなく、双方が成立することで、より効果的な被害者救済が期待できる」旨をそれぞれ述べており、両者とも立維案の必要性に加えて、自公国案にも一定の評価を示している³²。

ウ 解散命令請求等に係る宗教法人の財産保全の在り方

(ア) 宗教法人法に包括的な財産保全を可能とする制度が導入されていない理由

会社法(平成17年法律第86号)や弁護士法(昭和24年法律第205号)には、解散命令の請求が行われた時点で、当該法人の包括的な財産保全を求めることができる制度が定められている³³、³⁴のに対し、宗教法人法(昭和26年法律第126号)には、裁判所が解散命令を決定するまでの間、当該宗教法人の財産を保全できる仕組みがない³⁵。この理由について

²⁹ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号2頁(令5.12.7)

³⁰ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号2～3頁(令5.12.7)

³¹ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第4号7頁(令5.11.24)

³² 第212回国会参議院本会議録第11号2～3頁(令5.12.13)

³³ 会社法第825条、弁護士法第30条の25第1項参照(弁護士法第30条の25第1項は会社法第825条を準用する規定である)。

³⁴ 立維案は、宗教法人の財産に関する保全処分について、弁護士法に倣い、会社法の所要の規定を準用することとしている(立維案第4条。また、第212回国会衆議院法務委員会会議録第4号2頁(令5.11.24)参照)。

³⁵ 全国霊感商法対策弁護士連絡会は、令和5年5月16日付けの「声明 解散命令請求時に財産保全の立法を」<https://www.stopreikan.com/seimei_iken/2023.05.16_seimei.htm>で「解散命令請求からその確定まで相当の期間を要する可能性があるにもかかわらず、宗教法人法にはこの間の財産の散逸隠匿を回避するための

て問われた文化庁は、「宗教法人法と会社法や弁護士法等とでは、その趣旨、目的、解散命令請求の仕組み等が異なっており、宗教法人の財産全体を包括的に保全し得る処分を可能とすることについては、憲法に定める財産権の保障に加え、信教の自由との関係からも慎重な検討が必要と考えている。また、会社や弁護士法人等が憲法上の結社の自由を享有しているとしても、宗教法人は、信教の自由として、宗教的結社の自由に加え、宗教的行為の自由等への配慮も求められるものであり、会社等と同様では語れない側面を有すると考えている。具体的には、会社法等の保全に関する規定は、会社等の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他必要な保全処分を命ずることができるのみで、どのような場合にどのような保全命令が命じられるかは裁判所の判断に委ねる形になっていること。また、会社等と異なり、宗教法人の財産は、一般論として言えば、信者の宗教的表現である寄附等の結果として形成され、主として宗教的行為のために用いられるものであり、法人の財産全体に対する包括的な保全を命じた場合、財産権行使を伴う宗教的行為が幅広く制約されることがあり得ること。重ねて、宗教法人は、解散命令により法人格が消滅したとしても、清算により債務を完済した上で残余財産となった祭祀財産は解散後も信仰のために利用する可能性がある³⁶ことにも留意が必要であること。このほか、会社等の場合は裁判所が解散の申立てをした利害関係人に対して相当の担保を立てるよう命ずることができるものとされているが、宗教法人にはそのような仕組みがないため、利害関係人に保全を認める場合、濫訴等を招くおそれがあることなどが考えられるところである。過去の経緯においても、裁判所が解散命令を行う仕組みとなった昭和20年の宗教法人令や昭和26年の宗教法人法の制定に当たり、財産保全の制度は設けられておらず、平成7年の宗教法人法の改正に際しても財産保全の制度は導入されなかった。これらの事情を考慮した結果、会社法等と同様の包括的な保全規定を宗教法人法にそのまま取り入れることは、信教の自由との関係から検討すべき難しい点があり、これまで導入されてこなかったものと承知している」との旨を答弁した³⁷。

(イ) 個人による財産保全の実効性

自公国案は、被害者自身による財産の個別保全を支援することで、被害者の救済を図ることを前提としており、新たに、解散命令請求を受けた宗教法人に対する財産保全の制度を設けるものではない³⁸。この点、自公国案の発議者は「(被害回復に必要な財産の保全は) 民事保全法に基づく仮差押えによることが、確実性また実効性の観点から、ふさわしいと考えている。すなわち、被害者が、自己の債権の存在及び額を特定して個別財産を仮差押えすることにより将来の強制執行が確実にできるようにしておくことで、解散命令確定後の清算手続に入った場合は、債権の届出を行って被害者の回復を実現することができると考えている」旨を答弁した。その上で、個別保全の優れている点につ

財産保全の規定が置かれていません」と指摘する。また、『毎日新聞』(令5. 11. 27) の社説も参照。

³⁶ 解散後の残余財産の帰属については、宗教法人法第50条参照。

³⁷ 第212回国会衆議院法務委員会文部科学委員会消費者問題に関する特別委員会連合審査会議録第1号5頁(令5. 12. 1)

³⁸ この点、「財産保全に踏み込まなかった」(『朝日新聞』(令5. 11. 24)、前掲注35の『毎日新聞』)との評価がある。

いて問われ、「仮差押えは、金銭債権を有する債権者が将来の強制執行の実現を確保するために、必要な範囲内であらかじめ債務者による財産の処分等を禁止するものである。したがって、仮差押えによって、債権者の権利の実現のために必要な財産について保全を図ることができると考えている。また、自公国案では、指定宗教法人は、不動産を処分し、また担保に供しようとするとき、その少なくとも1か月前に所轄庁に対しその旨を通知しなければならず、所轄庁は、当該通知を受けたとき、速やかにその要旨を公告することとされており、これにより、被害者は、指定宗教法人が不動産の処分等しようとしていることを確実に知ることができる。さらに、仮差押えには時効の完成猶予の効力がある。すなわち、民法第149条第1号は、仮差押えが終了したときから6か月を経過するまでの間、時効は完成しないと規定している³⁹。このように、現実性の観点からも、個別保全は実効的な被害者救済の手段だと考えている」とし、更に続けて、「仮差押命令の申立てがなされた場合には、裁判所において速やかに申立てについて審理を行い、判断がなされることになっている。仮差押命令をするには債務者に対する審尋を要しないことから、申立てまでに十分な準備がされている場合には、裁判所は申立てから短時間、短期間で仮差押命令をするのが通常であると承知している。したがって、迅速性の観点からも、個別保全は、実効的な被害者救済の手段である」旨の見解を答弁した⁴⁰、⁴¹。

エ オウム真理教に対する解散命令に係る財産保全の教訓

オウム真理教に対する解散命令請求に際しては、教団によって、現金や不動産の「資産隠し」の動きがあったとされる⁴²。こうしたオウム真理教の事例についての認識や今回の対応に生かす必要性を問われた自公国案の発議者は「PTでヒアリングをした全国統一教会被害者弁護団配付の資料によると、幾つかのオウム真理教名義の不動産が関連会社や信者の名義に移転した事案があり、破産後、破産管財人による否認権行使訴訟⁴³が行われたとされている。当時も宗教法人法第23条（財産処分等の公告）があったが、これは不動産等の処分を信者等の利害関係人へ境内に掲示をするということで、今回、自公国案では、（指定宗教法人による不動産の処分について）所轄庁に通知して、所轄庁から広く公告するという形にして民事保全を機能させる。また、（同法）第25条第4項は、オウムの事件を受けた後、平成7年に改正され、財務諸表の所轄庁への提出ということに

³⁹ 他方、発議者は、会社法等の解散命令請求等に伴う財産に関する保全処分には、時効の完成猶予の効力はない、との見解を示した（第212回国会参議院法務委員会会議録第5号7頁（令5.12.7））。また、第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号5頁（令5.12.12）も参照。

⁴⁰ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号6～7頁（令5.12.7）

⁴¹ その上で、包括保全を導入する立憲案に否定的な理由として、①会社法等の保全処分について、これまでに適用された実例がなく、実務における解釈や運用が確立しているとは言えず、どのように解釈、運用されるのかが不明であること、②民事保全の方が、保全の必要性の疎明についてハードルが低いのではないということ、③信教の自由への配慮の必要性といった憲法上の懸念があること等を挙げる（①について第212回国会参議院法務委員会会議録第6号2頁（令5.12.12）、②について同4頁、③について同5頁）。

⁴² 例えば、『朝日新聞』夕刊（平7.10.30）、『産経新聞』（平7.10.31）、『読売新聞』夕刊（平7.12.14）等。

⁴³ ここでいう否認権とは、「破産手続開始前に破産者が破産財団に属すべき財産に関してした行為で破産債権者を害するものを破産財団のために否認してその行為の効力を失わせる権利」とされる（法令用語研究会編著『有斐閣 法律用語辞典〔第5版〕』（有斐閣、令和2年）979頁。また、破産法（平成16年法律第75号）第160条以下参照）。また、オウム真理教に関しては、「特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法」（平成11年法律第148号）が成立し、同法第4条及び第5条が否認権の特例を定めている。

なったが、今回、自公国案では、3か月に1回これを提出させ、特別指定宗教法人の場合における閲覧を被害者にしてもらうバージョンアップを考えている」旨を答弁した⁴⁴。

ここで発議者が言及したとおり、平成7年の第134回国会において、宗教法人法は昭和26年の制定以降、初めて実質的な改正が行われるに至った（宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号））。これは、宗教法人法制定以後の社会状況や宗教法人の活動に大きな変化があり、宗教法人法に実態にそぐわない状況が生じ、オウム真理教の事件を契機として、宗教法人法を見直すべきであるとの声が高まる中で、宗教法人審議会の報告「宗教法人制度の改正について」を受けて行われたものである⁴⁵。この改正で、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならない書類として収支計算書が追加され、また、閲覧について正当な利益のある信者その他の利害関係人に対し、収支計算書を含め事務所備付け書類等の閲覧を認めることとなった。さらに、宗教法人は、毎年、事務所備付け書類のうち収支計算書を含む一定のものの写しを所轄庁に提出することとなった⁴⁶。一方で、この改正時にも、解散命令請求に係る宗教法人の財産保全の必要性について議論があったが、導入されていない（4.（1）ウ（ア）参照）^{47、48}。

（2）各論

ア 第2条関係：「特定不法行為等」の定義の解釈（第2条第2項関係）

自公国案第2条第2項は「特定不法行為等」とは「特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等（中略）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう」と定めるが、この定義中の「これらと同種の行為」の解釈について、発議者は「これらと同種の行為とは、その他の行為と同じように、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為であるが、例えば、解散命令請求の時点では解散命令請求の原因に含まれていなかったが、その後、明らかになった同種の行為をいうものと考える」旨答弁した⁴⁹。また、この特定不法行為等には「消費者契約法において取消し権の対象とされている不当な勧誘行為も含まれていると解釈している」旨の答弁があった⁵⁰。

⁴⁴ 第212回国会衆議院法務委員会議録第5号13～14頁（令5.12.1）

⁴⁵ 前掲注10 13～14頁

⁴⁶ 前掲注10 528～529頁、文化庁文化部宗務課内宗教法人研究会編著『Q&A改正宗教法人法』（ぎょうせい、平成9年）87頁

⁴⁷ 平成7年の宗教法人法改正の際の審議において、財産保全の必要性について問われた島村文部大臣（当時）は、「財産保全処分の問題は、宗教法人法の解散命令制度と密接にかかわる問題であり、宗教法人審議会においても解散命令制度の在り方は検討すべき項目の一つに挙げられていた。しかしながら、問題が複雑であり、検討にはかなりの時間が必要なことから、取りあえず優先的に審議すべき項目としては挙げられず、今回の審議会の報告では触れられなかった。したがって、この問題は他の公益法人との均衡の観点等も踏まえながら、関係省庁とも連携を図りつつ、今後、慎重に検討されるべき課題であると考えている」旨答弁している（第134回国会参議院本会議録第13号25頁（平7.11.22））。

⁴⁸ オウム真理教に関しては、破産手続における被害者への配当金額が著しく低額とならざるを得ない状況にあることを踏まえ、配当金額を少しでも増やすため、平成10年4月、衆議院法務委員長提出に係る「オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律」（平成10年法律第45号）が成立している。

⁴⁹ 第212回国会参議院法務委員会議録第6号9頁（令5.12.12）

⁵⁰ 第212回国会参議院法務委員会議録第6号13頁（令5.12.12）

イ 第3条関係

(ア) 法テラスの業務の特例を設けることとした趣旨

自公国案で、法テラスの業務の特例として「特定被害者法律援助事業」を設ける趣旨として、発議者は、「現在、被害者による民事保全の申立てや民事訴訟の提起に至る事例が極めて少なく、係属中の民事訴訟は3件で、保全を行ったものは把握されていない。この原因は、被害者への法律相談体制が十分でないことや、訴訟や保全を行うための費用を捻出することが困難であることなどと認識している。このため、自公国案では、法テラスの業務の拡充により、資力を問わず弁護士費用の立替え等の援助を行うこととし、被害者が法律相談から訴訟、保全、そして執行までの民事事件手続全般を迅速に利用できるようにするとともに、費用の償還、支払を一定期間猶予し、また一定の場合を除き償還、支払を免除できることとした」旨を答弁した⁵¹。

また、被害者の相談が十分行われていないとの認識に至った理由について、発議者は、「与党では、PTを設けて、関係省庁、全国統一教会被害対策弁護団、被害者等から複数回にわたりヒアリングを行ってきた。そうした中で、例えば法テラスの靈感商法等対応ダイヤルについては、令和4年11月からの約1年間に、旧統一教会を相手方とする相談が合計1,200件以上寄せられていた⁵²。また、弁護団によれば、示談交渉あるいは民事調停に百二十数名入っているという情報はあったが、他方で、正式な民事事件手続について、旧統一教会を相手方とする民事訴訟が僅か数件程度で、保全手続については現在係属中のものがないという話があった。その原因について被害者あるいは弁護団から伺ったところ、例えば、ワンストップ型の相談窓口がない、あるいは、誰に相談していいかわからない、弁護士にリーチできないといった話もあり、法律相談体制の不十分さの指摘や、弁護団あるいは被害者からも、訴訟や保全には金が掛かり、支援がない状態の中で自ら行うことは難しいとの悲痛な声があった。そういった声を受け止めて、今回の法律案の提案に至った」旨を答弁した⁵³。

(イ) 法テラスの業務の特例の創設と法テラス震災特例法との関係

自公国案は「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(平成24年法律第6号)を参考としたとされる⁵⁴。この点、発議者は、「自公国案においては、いわゆる震災特例法を参考に、被害者の資力にかかわらず弁護士費用の立替え等の援助を行うとともに、費用の償還、支払を一定期間猶予することとした。加えて、自公国案においては、震災特例法には規定されていなかったものとして、被害者が支払う償還金等について、原則として免除できるものとしなければならないと明記し、現行の運用よりも免除の範囲を拡大することとした」旨答弁した⁵⁵。また、

⁵¹ 第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号7頁(令5.12.12)

⁵² 靈感商法等対応ダイヤルにおける相談状況の分析は、法テラスのウェブサイト<https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/osirase20221114.html>に随時掲載されている。

⁵³ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号9頁(令5.12.7)

⁵⁴ 同法は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための法テラスの業務の特例を定めるものであったが、2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。

⁵⁵ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第5号2頁(令5.12.1)

「東日本大震災の例では、法テラスに対して45万件を超える法律相談があり、1万2千件の代理補助がなされた実績がある。今回、弁護団の皆様も大変力を入れておられるので、それと同様の効果を我々も期待している」旨の答弁もあった⁵⁶。

（ウ）費用の償還・支払等について免除の除外要件となる「一定以上の資力」の具体的基準（第3条第4項第1号イ関係）

自公国案において、法テラスは「特定被害者法律援助事業」として、対象宗教法人の被害者については資力を問わず、民事事件手続の準備・追行のために必要な費用を立て替えるなどとともに、これらの償還・支払について、猶予や必要かつ相当な範囲での免除ができることとなる。この事業につき、自公国案第3条第4項各号は、免除の除外要件を定めているところ、その第1号イでは「当該特定被害者が一定以上の資力を有する場合」とされており、このうちの「一定以上の資力」の判断の具体的基準について、発議者は、「今後、法務省、法テラスで検討される。その場合は法テラスの業務方法書に記載され、最高裁判所及び日本司法支援センターの評価委員会からの意見を聴取した上で、法務大臣の認可を受けることになる⁵⁷。いずれにしても、被害者の迅速かつ円滑な救済を図るといふ本法律案の趣旨を十分に踏まえ、被害者が償還等への不安から利用をちゅうちょすることがないように、現行の民事法律扶助業務における償還等の免除の資力基準より相当程度緩やかにした上で、適切な基準を定める必要がある」旨の見解を答弁した⁵⁸。

（エ）費用の償還・支払等について免除の除外要件となる「免除することが相当でない」と認められる場合」の具体的内容（第3条第4項第1号ロ関係）

（ウ）と同様、免除の除外要件として、第1号ロは「当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でない」と認められる場合」を定めている。この「免除することが相当でない」と認められる場合」の具体的な内容について、発議者は、「国費の適正な支出を確保し、より多くの被害者の迅速かつ円滑な救済を図る上で、例えば、被害者が援助の趣旨に適さないような不適正な利用をした場合、償還の免除により法テラスの業務に重大な支障を生ぜしめるような財務上の影響を与える場合等について償還等を免除することが相当でない」と考える」旨を答弁した⁵⁹。

（オ）精神的に民事訴訟手続等を行うことが困難な被害者に対する支援の在り方

旧統一教会による被害については、マインドコントロールが解けても、民事手続に進めるような状態に戻るまでには時間がかかる可能性があることや、自分が元々所属していた団体を相手に立ち向かう決意に至るハードルが存在すること、また、宗教上の理由が絡むと専門職も相談を受けづらいことなどが指摘されている⁶⁰。こうした点から、司法

⁵⁶ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号11頁（令5.12.7）

⁵⁷ 総合法律支援法（平成16年法律第74号）第34条及び自公国案第3条第3項参照。なお、業務方法書は法テラスのウェブサイト<https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/index.html>に掲載されている。

⁵⁸ 第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号11頁（令5.12.12）

⁵⁹ 第212回国会参議院法務委員会会議録第6号9頁（令5.12.12）

⁶⁰ 第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号5頁（令5.12.12）、第212回国会参議院法務委員会会議録第6号14頁（令5.12.12）。ほかに、全国靈感商法対策弁護士連絡会は、令和5年11月

的な救済策以外の救済策も重要と考えられるところ、発議者は「提訴や保全申立てに前向きになってもらうためには、精神的なケアに加えて、生活の困窮や孤立への支援、就学、就労等を支援することも必要であると考えている。各省庁では既に様々な支援メニューを用意し、被害者の支援を行ってきたところである⁶¹が、ヒアリングの結果を踏まえ、PTでは、元信者や宗教二世、三世の知見等を活用した相談支援体制の構築、関係省庁が連携したワンストップ型相談体制の強化、スクールカウンセラー等の拡充など宗教二世、三世の子供、若者向け相談体制の強化など、被害者に寄り添った支援の一層の強化を政府に提言した。こういった諸施策と自公国案を併せて被害者の実効的な救済に資するものと理解している」旨を答弁した⁶²、⁶³。

ウ 第7条関係

(ア) 指定宗教法人の指定要件の解釈（第7条第1項第1号関係）

自公国案は、指定宗教法人の指定要件の一つとして「当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること」と規定している（第7条第1項第1号）。このうち、「被害者」の文言の解釈について、発議者は「解散命令請求等に際しての調査で確認された被害者に限られず、例えば、その後存在が把握された被害者も含まれるものであり、損害賠償等を①請求中の被害者、②今後請求を行うことを表明している被害者、③請求等を行う意向がまだ明確でない者もこの被害者となる。また、既に賠償等を受けた者が多数いる場合にはこのような被害者が存在することが推認されることになる」旨答弁した⁶⁴。また、「相当多数」の文言の解釈について、発議者は「一定の数やあるいは宗教法人の規模などを具体的に規定することはしていない。どの程度の人数であれば相当多数と認められるかは、特定解散命令請求等に係る個別の事案に即しつつ、所轄庁において適切に判断されるべきものということになる。ただし、この相当多数という文言は消費者裁判手続特例法でも用いられており、本法の相当多数も消費者裁判手続特例法における共通義務確認の訴え⁶⁵の場合と同様に、一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになることが想定される」旨答弁した⁶⁶。さらに、「被害者が相当多数存在することが見込まれる」の趣旨については「個々の被害者の存在までを特定する必要はなく、相当多数の被害者が存在する可能性があれば足りるものとする。具体的には、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の

17日付けの「与党PTによる提言及び法案概要について」〈https://www.stopreikan.com/seimei_iken/2023.11.17_seimei.htm〉において、精神的な傷や恐怖により損害賠償請求に至る困難さを指摘する。

⁶¹ 「「旧統一教会」問題の被害者等支援に関するこれまでの取組状況」（令6.1.19「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議（第1回）資料3）〈<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyutouitsukyukai/dail/gijisidai.pdf>〉も参照。

⁶² 第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号16頁（令5.12.12）

⁶³ なお、参議院法務委員会における、自公国案に対する附帯決議第6項も参照。

⁶⁴ 第212回国会参議院法務委員会会議録第6号8頁（令5.12.12）

⁶⁵ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第2条第4号。また、同法における「相当多数」の意味については、消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法Q&A」〈https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf〉16頁参照。

⁶⁶ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号3頁（令5.12.7）

情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性を確認する等により、当該見込みについて判断すること等が想定される」旨の発議者の答弁があった⁶⁷。

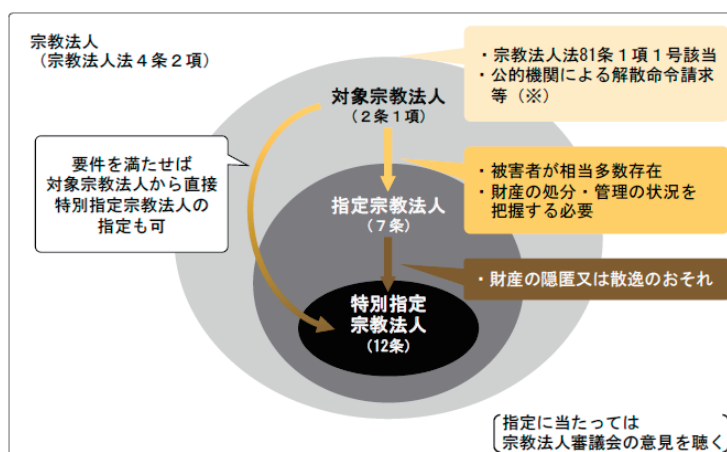
(イ) 指定宗教法人の指定要件の解釈（第7条第1項第2号関係）

また、自公国案は、指定宗教法人の指定要件として「当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること」を規定している（第7条第1項第2号）。この要件の趣旨について、発議者は「本法案の趣旨からすれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には財産処分、管理の状況の把握の必要性が認められて、第7条第1項第2号に該当することになると想定されるが、例えば、被害者から更なる損害賠償請求などが行われる見込みが全くない場合には状況把握の必要性がないものとして当該要件に該当しないこととなることが理論上は考えられる」旨答弁した⁶⁸。

エ 第7条・第12条関係：特別指定宗教法人と指定宗教法人の差異

自公国案は、財産の処分及び管理の特例を設ける宗教法人として、所轄庁が指定宗教法人及び特別指定宗教法人を指定することとしている（図表1参照）。

図表1 自公国案における各宗教法人の要件の差、指定の流れ



(※)

所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始。

（解散命令請求の主体である利害関係人が除かれている趣旨は第212回国会参議院法務委員会会議録第5号3頁（令5.12.7）参照）

（出所）

自公国案を基に筆者作成

このように、段階的な構造となっている趣旨について、発議者は「宗教法人の活動を必要以上に制約することがないように、当該宗教法人の状況を見ながら必要な措置を講ずることができるようにするため」と答弁した⁶⁹。なお、当初案では、指定宗教法人の指定の後に特別指定宗教法人として指定される流れが想定されていたが、特別指定宗教法人への指定までの期間が長くなれば、その間に必要な財産が流出する可能性があるため、当初から特別指定宗教法人の要件が満たされている場合には、指定宗教法人の指定を経ずとも直接特別指定宗教法人として指定できるよう衆議院で修正が行われている⁷⁰。

⁶⁷ 第212回国会参議院法務委員会会議録第6号8頁（令5.12.12）

⁶⁸ 第212回国会参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会会議録第1号17頁（令5.12.12）

⁶⁹ 第212回国会参議院法務委員会会議録第6号8頁（令5.12.12）

⁷⁰ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第6号4頁（令5.12.5）

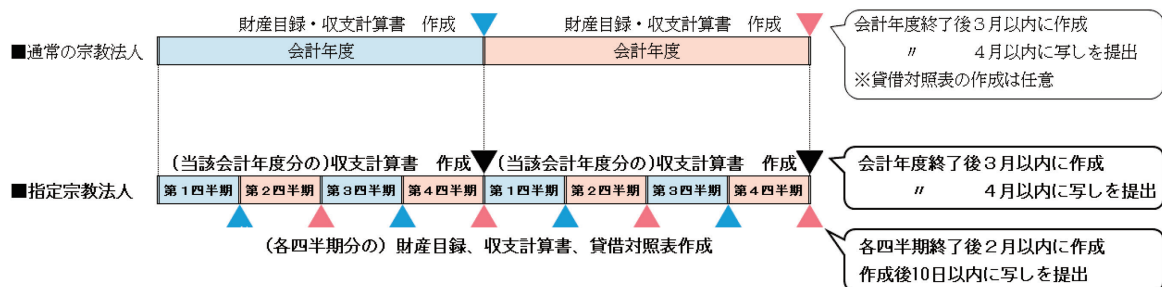
オ 第10条関係：処分等の通知を要する財産の範囲を不動産に限定した理由

自公国案では、指定宗教法人が不動産の処分等をするに当たっては、少なくとも1月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならないこととされている（第10条第1項）。ここで通知を要する財産の範囲を不動産に限定した趣旨は、発議者によれば、①宗教法人法第23条において、宗教財産の保全を適正にする趣旨から、不動産の処分等の行為を信者その他の利害関係者に公告することを義務付けていることを踏まえた。全ての現金や預貯金の移動について通知等を義務付けると、宗教活動を広範に制約することとなるため、信教の自由に配慮して検討したもの、②民事保全の実務を考慮すると、仮差押えの目的物となりやすい不動産について処分等に当たり通知の対象とすることが適当と考えたもの、と説明されている⁷¹。

カ 第11条関係：財産目録等の虚偽記載に対する罰則（第11条第2項関係）

宗教法人が財産目録等に虚偽の記載をしたときは、その法人の代表役員等は10万円以下の過料に処されることとなる（宗教法人法第88条第4号）⁷²。自公国案は、第11条第1項で財産目録等の作成及び提出の特例を設け、指定宗教法人の財産の監視を強化するところ（図表2参照）、併せて虚偽記載に関する宗教法人法の規定についても読替規定を置き、指定宗教法人が特例として作成する財産目録等も同様に、虚偽記載は10万円以下の過料に処することとした（自公国案第11条第2項）⁷³。

図表2 自公国案における財務書類の作成、提出



（出所）自公国案を基に筆者作成

この過料が低額に過ぎるのではないかと指摘に対し、発議者は「1年分の財務諸表の虚偽記載が、宗教法人法上、代表役員等に対する10万円以下の過料となっている以上、四半期ごとの財務諸表の虚偽記載について、それより重い罰とすることは妥当でない。また、実効性について言えば、過料となる処分、かつ被害者の請求権を困難ならしめることを当該宗教法人が行うのは、解散命令請求に当たって極めて悪い情状になると考えており、解散命令の判断に非常に悪影響を与えるということ自体が当該法人に対する抑止力となるのではないかと考える」との旨を答弁した⁷⁴。

⁷¹ 第212回国会参議院法務委員会会議録第5号3頁（令5.12.7）

⁷² 所轄庁への財産目録等の書類の写しの提出を怠った場合も同様である（宗教法人法第88条第5号）。

⁷³ 所轄庁への財産目録等の書類の写しの提出を怠った場合も同様である（自公国案第11条第2項の規定により読み替えて適用する宗教法人法第88条第5号）。

⁷⁴ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第5号9頁（令5.12.1）

キ 第12条関係：特別指定宗教法人の指定要件の解釈（第12条第1項第2号関係）

自公国案は、特別指定宗教法人の指定要件として「当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」と規定している（第12条第1項第2号）。このうち、「財産の隠匿又は散逸のおそれがある」の解釈について、発議者からは「財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認められるには、法人の行為によって財産を隠匿し若しくは散逸させる行為が行われた又は行われることについて、一定の蓋然性が必要となると考えている。具体的には、対象宗教法人において、当該法人の保有財産を減少させる行為や海外へ移転する行為、不動産の現金化など財産の流動性を高める行為等が現に現れ又は行われようとしている場合には、当然蓋然性が認められ得るものと考えられ、所轄庁においてそれらの行為が財産の隠匿、散逸につながるものか等について検討の上判断することとなると考える」旨の答弁があった⁷⁵。

ク 附則第6条関係

自公国案には「政府は、この法律の施行後3年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする」との検討条項がある（附則第6条。このうち、「及び財産保全の在り方」の文言は衆議院における修正において追加されたものである）。

（ア）検討の時期

検討条項における検討が「施行後3年を目途」としていることにつき、必要があれば、いつでも検討に入る必要があるのではないかとの指摘に対し、発議者は「この法律の施行の状況等を勘案した結果、具体的に検討すべき課題が生じた場合においては、3年を待たずに、財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずることとなる」旨を答弁した⁷⁶。

（イ）衆議院において「財産保全の在り方」を検討の内容に追加する修正を行った趣旨

衆議院において「財産保全の在り方」が附則第6条における検討の内容に追加された。この点について、「包括的な財産の保全について講ずること」の必要性の指摘に対し、発議者は「この法律の施行の状況等を勘案した検討に委ねられることとなるが、その検討がなされる時点において実効的な財産保全の方策が検討の選択肢となり得るものと考えられる」旨を答弁した^{77, 78}。

5. 法成立後の状況と今後の課題

本法のうち、法テラスの業務の特例に係る部分が令和6年3月19日、それ以外の部分（財産監視の強化等）は令和5年12月30日に施行され、また令和6年1月4日には、文化庁に

⁷⁵ 第212回国会参議院法務委員会会議録第6号8頁（令5.12.12）

⁷⁶ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第6号2頁（令5.12.5）

⁷⁷ 第212回国会衆議院法務委員会会議録第6号3頁（令5.12.5）。なお、この答弁に対し、野党の質疑者は「実効的な財産保全の第一歩は包括的な財産保全であるということを強く申し上げたい」と述べている。

⁷⁸ なお、附則第6条については参議院法務委員会における、自公国案に対する附帯決議第5項も参照。

より本法の指定対象となる宗教法人の基準案が公表された⁷⁹。同基準案は、パブリックコメント⁸⁰を経て、2月15日に開催の「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」において全会一致で了承され、同日、文部科学大臣により決定された⁸¹。

これを受け文部科学省は、旧統一教会を指定宗教法人に指定する方針を固め、旧統一教会に対し、回答期限を3月1日として弁明を求める通知書を送付した⁸²。そして文部科学大臣は同月6日、旧統一教会の指定宗教法人への指定につき宗教法人審議会に諮問し、同日全会一致で了承されたことを受け、翌7日、正式に指定した⁸³。

また、旧統一教会をめぐっては、こうした本法に基づく指定宗教法人への指定手続のほか、宗教法人法に基づく解散命令請求の審理、文部科学大臣による報告徴収・質問権の行使への対応に係る過料の手続が並行して進められている。解散命令請求の審理においては、2月22日に初の審問期日⁸⁴が開かれ、過料については東京地方裁判所において3月26日に10万円を科す決定がなされた⁸⁵。

政府においては、既に設置している関係省庁連絡会議を関係閣僚会議へ格上げし、1月19日に「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」の第1回会合を開催した。今後は、旧統一教会被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うことにより、被害者支援の一層の充実・強化が期待される。

先に述べたとおり、本法の附則第6条には施行後3年を目途とした検討条項があり、また附帯決議の第5項では、「具体的に検討すべき課題が生じた場合においては、3年を待たずに」、「対象宗教法人に関する財産保全の在り方を含め検討を行うこと」とされている。喫緊の課題が旧統一教会被害者等支援の充実・強化にあることに疑いの余地はないが、今後、こうした被害者等に対する支援の一層の充実に加えて、新たな宗教をめぐる被害の防止も含めた十分な被害者等支援体制の確立が望まれる。

(たけうち けんたろう、まえやま こういち)

⁷⁹ 『日本経済新聞』(令6.1.5)

⁸⁰ 令和6年1月4日から2月3日まで実施され、3575件の意見が寄せられた(『毎日新聞』(令6.2.16))。

⁸¹ 「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準」(令和6年2月15日文部科学大臣決定) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/tokuteihuhu/pdf/94004502_01.pdf>

⁸² 「旧統一教会、「指定宗教法人」に 財産監視強化の対象—文科省」『時事通信』(令6.2.19) <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024021900971&g=soc>>

⁸³ 特別指定宗教法人への指定を見送った理由として、現時点では「財産の散逸の恐れが具体的に認められないため」としつつ、「四半期ごとの財務状況の把握などにより、財産隠匿や散逸の蓋然性が認められれば速やかに手続をとる」と説明されている(『朝日新聞』(令6.3.7、令6.3.8)、『毎日新聞』(令6.3.7))。

⁸⁴ 審問とは、非訟事件の手続の期日において裁判官に直接口頭で認識等を述べるのを聴く手続をいい、審問をする場合の当該非訟事件の手続の期日を審問期日というが、そのような種類の期日が存在するわけではない(田山輝明ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタル借地借家法(第2版)』(日本評論社、令和元年)267頁、金子修編著『一問一答非訟事件手続法』(商事法務、平成24年)17頁、最高裁判所事務総局民事局監修『条解非訟事件手続規則』(法曹会、平成25年)369頁)。なお、審問における意見陳述で旧統一教会側は争う姿勢を示した(『毎日新聞』(令6.2.23))。

⁸⁵ 『毎日新聞』(令6.3.27)